

資料 3

新秋健第 3 2 3 8 号

令和 7 年 1 月 28 日

秋葉区自治協議会会長 様

新潟市長 中原 八一

(担当 : 秋葉区健康福祉課)

秋葉区における児童館設置（機能）について（意見聴取）

新潟市区自治協議会条例（平成 18 年条例第 74 号）第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求める。

記

1 秋葉区内に設置する児童館の機能について